

リスクアセスメントを学びなおす

—製造業の事例を参考に— **平塚会場**

安全担当者必見！

主催者：神奈川労働局、管下労働基準監督署

リスクアセスメントの実施が努力義務化となってから、来年度で20年の節目となります。様々な問題が明らかになってきています。

本講習会では、問題点を整理するとともに、実際の取組事例を参考に安全管理を進めていただくための内容となっています。

神奈川県内の安全衛生水準の高い事業場のリスクアセスメントの取組みを聴講できる貴重な機会です。ぜひ、ご参加ください。

また、来年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請義務化の概要についても、ご説明をいたします。

令和6年11月28日(木)

時間/13:30~16:30

開場/12:50~(予定)

平塚市中央公民館 大ホール

(平塚市追分1-20)

平塚駅北口または西口から徒歩15分

参加費無料！

事前申込先着350名

お申込み



11月22日までに左の二次元コードもしくは、
<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MzM5Mw==/09c7a238464840f8900425816d827b0a> からお申込みください。

講習会内容

①死亡災害の傾向から見るリスクアセスメントの課題と今後について

②事業場における安全衛生活動事例について

1) 東邦チタニウム株式会社 茅ヶ崎工場

2) 日産自動車株式会社 追浜工場

3) 横浜ゴム株式会社 平塚製造所

③労働者死傷病報告の電子申請義務化の改正等について

お問い合わせ 神奈川労働局労働基準部安全課 045-211-7352

【平塚会場】

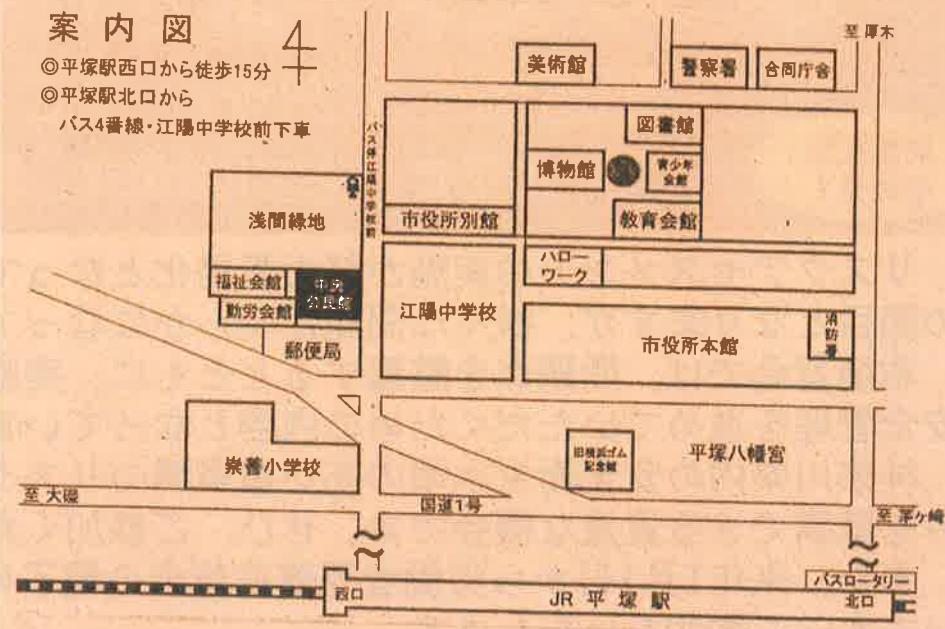
会場に駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

案内図

◎平塚駅西口から徒歩15分

◎平塚駅北口から

バス4番線・江陽中学校前下車



【プログラム】

13:30~13:40	開会のあいさつ	神奈川労働局労働基準部安全課 課長 塙田 和男
説明 13:40~14:20	最近の死亡災害の傾向から見る リスクアセスメントの課題と今後について	神奈川労働局労働基準部安全課 地方産業安全専門官 生田 悟
事例発表① 14:20~14:50	JISQ45100導入とリスクアセスメント について	東邦チタニウム株式会社 茅ヶ崎工場 環境安全部 グループマネージャー 梅澤 一久
休憩（10分）		
事例発表② 15:00~15:30	工場ワンチームでリスクアセスメント ～更なる安全レベル向上を目指して～	日産自動車株式会社 追浜工場 人事総務部 安全健康管理課 課長代理 佐野 博之
休憩（5分）		
事例発表③ 15:35~16:05	横浜ゴムにおけるリスク低減の取り組み	横浜ゴム株式会社 平塚製造所 CSR本部 安全衛生推進室 大越 宏二
お知らせ 16:05~16:20	労働者死傷病報告の電子申請義務化の 改正等について	神奈川労働局労働基準部安全課 安全係長 藤村 匠
16:20~16:30	閉会のあいさつ	平塚労働基準監督署 署長 多田 義信

警報！

8月に神奈川県内で5件の死亡労働災害が発生！！



神奈川労働局・県下各労働基準監督署

本年7月末までに13件13名の死亡災害が発生していましたが、8月にはさらに5名もの尊い命が失われました。そのうち3名は「クレーン作業」に関連する労働災害でした。発生概要はつぎのとおりです。

令和6年8月発生したクレーン関連死亡災害の概要

発生月	発生状況図	発生概要
発生時刻 業種 被災者年齢		被災者はトレーラーでコンテナを受け取るため、コンテナレーンの横で停車待機していた。近くで作業していたタイヤ式橋形クレーンのスプレッダーが頂上に積んであったコンテナに当たり、斜め下のコンテナを押し出し荷崩れして落下し、トレーラーヘッドが下敷きになって挟まれた。
8月上旬 10時頃 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業)		被災者は、故障したクレーンをメンテナンス位置まで移動させるため、生産ラインにある産業用ロボットの作業区画内に立ち入ったところ、当該作業区画内にある、搬送装置が動き出し、腰部等を設備と搬送装置間に挟まれた。
70～74歳		
8月上旬 7時頃 輸送用機械器具製造業		
40～44歳		
8月下旬 5時頃 輸送用機械器具製造業		被災者は一人で天井クレーンの運転（無線操作式）をして、結束された鋼材（棒状）を切断機へ移動させる作業をしていたが、クレーンでつられた鋼材と手すりとの間に被災者が挟まれているのを発見された。
55～59歳		

裏面の「基本遵守事項」を確認ください。

クレーン災害を防止するため 「基本遵守事項」を守りましょう！

- 1 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること
- 2 ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛け用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと
- 3 クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的に実施すること。また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること
- 4 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること
- 5 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること
- 6 クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること
- 7 特に移動式クレーン作業（トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等）においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること

令和6年 労働者死傷病報告受理状況

平塚

労働基準監督署

(9月末現在)

業種	当年 (令和6年)	前年 (令和5年)	増減数	増減率
01 食料品製造	9	22	-13	-59.1%
02 繊維工業				-
03 衣服その他の繊維	2	1	1	100.0%
04 木材・木製品		1	-1	-100.0%
05 家具・装備品	1		1	-
06 パルプ等	1		1	-
07 印刷・製本	1		1	-
08 化学工業	14	10	4	40.0%
09 窯業土石	2	5	-3	-60.0%
10 鉄鋼業	3	1	2	200.0%
11 非鉄金属	2	1	1	100.0%
12 金属製品	11	3	8	266.7%
13 一般機械器具	6	3	3	100.0%
14 電気機械器具	3	2	1	50.0%
15 輸送機械製造	5	6	-1	-16.7%
16 電気・ガス				-
17 その他の製造	6	9	-3	-33.3%
01 製造業小計	66	64	2	3.1%
02 鉱業小計				-
01 土木工事	11	11		
01 鉄骨・鉄筋家屋	5	7	-2	-28.6%
02 木造家屋建築	3	8	-5	-62.5%
03 建築設備工事	4		4	-
09 その他の建築工事	11	14	-3	-21.4%
02 建築工事	23	29	-6	-20.7%
03 その他の建設	6	11	-5	-45.5%
03 建設業小計	40	51	-11	-21.6%
01 鉄道等		1	-1	-100.0%
02 道路旅客	5	10	-5	-50.0%
03 道路貨物運送	34	28	(1)	6 - (1) 21.4%
04 その他の運輸交通				-
04 運輸交通業小計	39	39	(1)	- (1)
01 陸上貨物	9	11	-2	-18.2%
02 港湾運送業		1	-1	-100.0%
05 貨物取扱小計	9	12	-3	-25.0%
01 農業				-
02 林業	2	2		
06 農林業小計	2	2		
01 畜産業				-
02 水産業	1		1	-
07 畜産・水産業小計	1		1	-
01 卸売業	4	3	1	33.3%
02 小売業	47	(1)	39	8 (1) 20.5%
03 理美容業	1	1		
04 その他の商業	1	11	-10	-90.9%
08 商業	53	(1)	54	-1 (1) -1.9%
01 金融業	1	1		
02 広告・あつせん				-
09 金融広告業	1	1		
10 映画・演劇業				-
11 通信業	9	7	2	28.6%
12 教育研究	8	6	2	33.3%
01 医療保健業	37	71	-34	-47.9%
02 社会福祉施設	73	52	21	40.4%
03 その他の保健衛生				-
13 保健衛生業	110	123	-13	-10.6%
01 旅館業		1	-1	-100.0%
02 飲食店	14	(1)	17	-3 (1) -17.6%
03 その他の接客	11	(1)	10	1 (1) 10.0%
14 接客娯楽	25	(2)	28	-3 (2) -10.7%
15 清掃・と畜	15		21	-6 -28.6%
16 官公署				-
01 派遣業				-
02 その他の事業	16	8	(1)	8 - (1) 100.0%
17 その他の事業	16	8	(1)	8 - (1) 100.0%
合計	394	(3)	416 (2)	-22 (1) -5.3%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の死傷者数、右側()内は死亡者数(内数)

令和6年 署別・業種別労働災害発生状況 [第1表](主要業種)

(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除外)

神奈川労働局

令和6年9月末現在

業種 署		製造業	建設業	運輸交通業		貨物取扱業		商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	通信業	その他 (左記以外)	合計	前年比 (休業) (率)	(人) (率)
				道路貨物運送業	(左記以外)	陸上貨物	港湾運送業									
横浜南	本年	58 (0)	41 (1)	55 (1)	32 (0)	15 (0)	11 (0)	107 (1)	90 (0)	45 (0)	62 (0)	13 (0)	57 (0)	586 (3)	98	
	前年	34 (0)	49 (1)	49 (0)	25 (0)	11 (0)	16 (1)	85 (0)	84 (0)	48 (0)	40 (0)	4 (0)	43 (0)	488 (2)	20.1%	
鶴見	本年	25 (1)	18 (0)	44 (0)	7 (0)	15 (0)	3 (0)	26 (0)	26 (0)	5 (0)	12 (1)	1 (0)	12 (0)	194 (2)	25	
	前年	23 (0)	21 (0)	27 (0)	5 (0)	14 (0)	1 (0)	28 (0)	18 (0)	8 (0)	12 (0)	2 (0)	10 (0)	169 (0)	14.8%	
川崎南	本年	59 (1)	42 (0)	37 (0)	17 (0)	33 (0)	4 (0)	38 (1)	37 (0)	19 (0)	16 (0)	8 (0)	31 (0)	341 (2)	-26	
	前年	69 (0)	35 (1)	58 (0)	17 (0)	35 (0)	6 (0)	44 (0)	39 (0)	18 (0)	21 (0)	5 (0)	20 (0)	367 (1)	-7.1%	
川崎北	本年	32 (0)	40 (1)	22 (0)	14 (0)	8 (0)	0 (0)	58 (0)	98 (0)	37 (0)	23 (0)	5 (0)	46 (0)	383 (1)	-9	
	前年	22 (0)	47 (2)	29 (0)	15 (0)	3 (0)	0 (0)	81 (0)	97 (0)	27 (0)	21 (0)	11 (0)	39 (1)	392 (3)	-2.3%	
横須賀	本年	33 (0)	42 (1)	16 (0)	15 (0)	3 (0)	1 (0)	52 (0)	52 (0)	31 (0)	16 (0)	9 (0)	50 (0)	320 (1)	30	
	前年	29 (0)	26 (0)	13 (0)	14 (0)	7 (0)	1 (0)	40 (0)	57 (0)	20 (0)	14 (1)	9 (0)	60 (1)	290 (2)	10.3%	
横浜北	本年	71 (0)	51 (2)	44 (0)	27 (0)	22 (0)	2 (0)	155 (0)	130 (0)	76 (0)	64 (0)	12 (0)	78 (0)	732 (2)	-63	
	前年	65 (0)	81 (3)	71 (0)	26 (0)	6 (0)	0 (0)	151 (0)	133 (1)	71 (0)	64 (0)	10 (0)	117 (1)	795 (5)	-7.9%	
平塚	本年	66 (0)	40 (0)	34 (0)	5 (0)	9 (0)	0 (0)	53 (1)	71 (0)	24 (1)	15 (0)	9 (0)	28 (0)	354 (2)	18	
	前年	63 (0)	51 (0)	28 (1)	11 (0)	11 (0)	1 (0)	53 (0)	46 (0)	28 (0)	21 (0)	7 (0)	16 (1)	336 (2)	5.4%	
藤沢	本年	55 (0)	31 (0)	45 (0)	15 (0)	10 (0)	0 (0)	73 (0)	85 (0)	44 (0)	29 (0)	20 (0)	52 (0)	459 (0)	5	
	前年	59 (2)	53 (2)	39 (0)	20 (0)	4 (0)	0 (0)	75 (0)	98 (0)	33 (0)	21 (1)	8 (0)	44 (0)	454 (5)	1.1%	
小田原	本年	32 (0)	26 (2)	12 (0)	6 (0)	13 (0)	0 (0)	31 (0)	39 (0)	41 (0)	22 (0)	9 (0)	28 (0)	259 (2)	22	
	前年	27 (0)	26 (0)	14 (1)	4 (0)	8 (0)	0 (0)	38 (0)	31 (0)	35 (0)	24 (0)	9 (0)	21 (0)	237 (1)	9.3%	
厚木	本年	142 (3)	44 (0)	112 (1)	19 (0)	62 (0)	0 (0)	111 (1)	83 (0)	45 (0)	34 (0)	30 (0)	49 (1)	731 (6)	4	
	前年	168 (0)	38 (0)	110 (2)	25 (0)	53 (0)	1 (0)	105 (0)	84 (0)	46 (0)	29 (0)	16 (0)	52 (1)	727 (3)	0.6%	
相模原	本年	82 (0)	41 (0)	64 (2)	14 (0)	25 (0)	0 (0)	87 (0)	58 (0)	27 (0)	31 (0)	10 (0)	23 (0)	462 (2)	34	
	前年	75 (0)	35 (0)	55 (1)	7 (0)	11 (0)	0 (0)	77 (0)	73 (0)	32 (0)	25 (0)	3 (0)	35 (0)	428 (1)	7.9%	
横浜西	本年	36 (0)	54 (1)	60 (0)	29 (0)	9 (0)	0 (0)	98 (0)	131 (0)	39 (0)	28 (0)	8 (0)	24 (0)	516 (1)	33	
	前年	43 (1)	52 (2)	60 (0)	19 (0)	7 (0)	0 (0)	93 (0)	116 (0)	35 (0)	21 (0)	13 (0)	24 (0)	483 (3)	6.8%	
合 計		691 (5)	470 (8)	545 (4)	200 (0)	224 (0)	21 (0)	889 (4)	900 (0)	433 (1)	352 (1)	134 (0)	478 (1)	5,337 (24)	171	
前年同期		677 (3)	514 (11)	553 (5)	188 (0)	170 (0)	26 (1)	870 (0)	876 (1)	401 (0)	313 (2)	97 (0)	481 (5)	5,166 (28)	3.3%	
前年比 (人)		14	-44	-8	12	54	-5	19	24	32	39	37	-3	171		
(休業) (率)		2.1%	-8.6%	-1.4%	6.4%	31.8%	-19.2%	2.2%	2.7%	8.0%	12.5%	38.1%	-0.6%	3.3%		

注)休業4日以上の死傷者数(データは労働者死傷病報告による)、()内は、死亡者数で内数(データは死亡災害速報による)

事業主の皆さんへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

略図 (労働者死傷病報告用略図) の構成要素：

- ① 事業の種類：右側のコード選択欄
- ② 被災者の職種：右側のコード選択欄
- ③ 傷病名及び傷病部位：右側のコード選択欄
- ④ 災害発生状況及び原因：複数の記入欄
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格：複数のコード選択欄

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。

(例) 製造業 > 食料品製造業 > 水産食
料品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。

(例) 生産工程従事者 > 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>
食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。

(例) 傷病名：負傷 > 切断
傷病部位：頭部 > 鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/
入力支援サービスを活用した電子申請はこちから▶
厚生労働省HPにリンクします





SAFE

コンソーシアム

AWARDS

2024年度

みんなの安全を、みんなで守り合う。

TEAM GOOD SAFE
PROJECT

サービス産業



製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、
農業・林業・運輸業・郵便業 等



上記2分類のうち、当てはまる業種分類をお選びください。



安全な職場づくり部門



企業等間連携部門



エイジフレンドリー部門

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰いたします。

応募期間:令和6年 9月 → 11月 結果発表:令和7年2月(予定)

[コンソーシアムについて] 全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアム
ポータルサイト



SAFE

Safer
Action
for
Employees

SAFEコンソーシアム

AWARDS 2024年度

SAFEアワードについて

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りいたします。※複数部門に応募可能です。



サービス産業

製造業、建設業、電気・ガス・熱供給、水道業、農業・林業、運輸業・郵便業等

安全な職場づくり 部門賞

労働災害防止の取組全般に関するもの

企業等間連携 部門賞

複数の企業、団体等の連携による労働災害防止の取組に関するもの

エイジフレンドリー 部門賞

特に高年齢労働者の労働災害防止の取組に関するもの

上記2分類のうち、当てはまる業種分類をお選びください。

コンソーシアム設立の背景・目的

労働災害のない安全で安心して働く職場の実現は、いまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働く職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- | | |
|--|--|
| 1 加盟メンバーの地位向上
(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信) | 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信
(SAFEアワード) |
| 3 コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
(シンポジウム) | 4 加盟メンバー間の好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有
(掲示板「Team Good SAFE」) |

SAFEコンソーシアムポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFEコンソーシアム X @safe_mhlw https://twitter.com/safe_mhlw



事業主の皆様

労働災害防止とアンケートのお願い（令和6年度版）

神奈川労働局 労働基準部長

時下ますますご清栄のことと御喜び申し上げます。

また、日頃、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局における労働災害発生状況は、休業4日以上の死傷災害が平成29年以降、増加の一途をたどっている等、大変厳しい状況となっています。このような状況下、当局では、労働災害を計画的に削減するため、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）を策定して、下記を目標として取組んでいるところです。

労働災害を防止するためには、各事業場において、法令遵守はもとより、転倒災害の防止など各種対策に取組んでいただくことが、大変重要であることから、当局では、労働災害防止対策の実態を把握するためアンケートを実施させていただくことといたしました。

つきましては、業務ご多忙中、大変恐縮とは存じますが、神奈川労働局ホームページの専用ページに、下記アドレス又はQRコードからアクセスいただき、アンケートに御回答いただくようお願い申し上げます。

また、本件のアンケートは令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に1回だけのご回答をお願いするもので、何度かこのお願いを受け取られた場合でも2回目以降の回答は不要です。

なお、本アンケートの内容は、労働行政推進のために使用し、それ以外の用途には使用しないことを申し添えます。

御不明な点は、神奈川労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせいただきますよう御願いいたします。

記

- 1 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死者数を20人以下とする。
- 2 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少（7,400人以下）する。

本アンケートページのアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>

※アドレスのQRコード



神奈川労働局労働基準部 安全課・健康課

電話 045-211-7352・7353

平塚労働基準監督署 安全衛生課

電話 0463-43-8615